

# 商法

(明治三一・三・九)  
法  
四  
八

最終改正 平一八・一二・一五法一〇九の一部

## 第一編 総則

### 第一章 通則

(趣旨等)

第一条 商人の営業、商行為その他商事については、他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

2 商事に関し、この法律に定めがない事項については、商慣習に従い、商慣習がないときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)の定めるところによる。

■用語解説  
■商慣習  
商事に関する慣習。

### (公法人の商行為)

第二条 公法人が行う商行為については、法令に別段の定めがある場合を除き、この法律の定めるところによる。

■用語解説  
■公法人  
公法上の法人。広義では国および地方公共団体を含む。公社、公團、公庫、土地改良区等。

### (未成年者登記)

■用語解説  
「自己」の名をもつて商行為をするとは、法律上自己が権利義務の主体となることをいう(大判大八・五・一九民録二五・八七五)。

第五条 未成年者が前条の営業を行うときは、その登記をしなければならない。

### (後見人登記)

第六条 後見人が被後見人のために第四条の営業を行うときは、その登記をしなければならない。

2 後見人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対する抗することができない。

### (小商人)

第七条 第五条、前条、次章、第十一條第二項、第十五条第二項、第十七条第二項前段、第五章及び第二十二条の規定は、小商人(商人のうち、法務省令で定めるその営業のために使用する財産の価額が法務省令で定める金額を超えないものをいう。)については、適用しない。

2 店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行ふことを業としない者であつても、これを商人とみなす。

■用語解説  
■小商人  
特に営業規模が小さい商人。法務省令の定める資本金額未満で会社でない者。

### (第三章 商業登記)

#### (通則)

第八条 この編の規定により登記すべき事項は、当事者の申請により、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二

十五号)の定めるところに従い、商業登記簿にこれを登記する。

#### (変更の登記及び消滅の登記)

■商業登記簿  
商法上の登記事項を記入するため登記所に備えられる帳簿。商号登記簿等。

第十一条 この編の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない。

#### (登記の効力)

第九条 この編の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によつてその登記があることを知らなかつたときは、同様とする。

2 故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対する抗することができない。

#### ■善意 用語解説

本条にいう善意とは、第二者が法律上の利害関係を有するに至つた当時に登記事項を知らなかつたことをいう。(大判大四・一二・一民録二・一九五〇)。

■不実の事項を登記した者

本条が適用されるためには、原則として、登記が申請権者の申請に基づいてされたものであることを要し、そうでない場合には、登記が申請権者の申請に基づくものと同視するのを相当とするような特段の事情があることを要する(最判昭五五・九・一一判時九八三・一一六)。

#### (商号の選定)

第十二条 商人(会社及び外国会社を除く。以下この編において同じ。)は、その氏、氏名その他の名称をもつてその商号とすることができる。

2 商人は、その商号の登記をすることができる。

#### ■用語解説 商号

商号は商人の営業上の名称であるが、営業の準備行為があればその成立を妨げない(大決大一一・一二・八民集一・一・七一四)。

#### (他の商人と誤認させる名称等の使用の禁止)

第十三条 何人も、不正の目的をもつて、他の商人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあ

る商人は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

#### (過料)

第十三条 前条第一項の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

#### (自己の商号の使用を他人に許諾した商人の責任)

第十四条 自己の商号を使用して営業又は事業を行ふとを他人に許諾した商人は、当該商人が当該営業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

#### ■用語解説 営業事業

■営利の目的をもつて同種行為を反復継続して行つゝこと。営業を行うことを他人に許諾。

他人に自己の商号を使用して営業を當らることを許諾した場合においても、その者が業種の異なる営業を當らときは、特段の事情がない限り、許諾者は本条の責任を負わない(最判昭四三・六・一三判時五二・八〇)。

#### ■誤認

名板貸人を営業主と誤認するにつき過失があつても、重大な過失でない限り、名板貸人はなお本条の責任を負担する(最判昭四一・一・一七判時四四〇・五〇)。

#### (商号の譲渡)

第十五条 商人の商号は、営業とともにする場合又は営業を廃止する場合に限り、譲渡することができる。

2 前項の規定による商号の譲渡は、登記をしなければ、

第三者に対抗することができない。

#### (営業譲渡人の競業の禁止)

第十六条 営業を譲渡した商人(以下この章において「譲渡人」という。)は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村(東京都の特別区の存する区域及び

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下同じ。)の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、その営業を譲渡した日から二十年間は、同一の営業を行ってはならない。

2 譲渡人が同一の営業を行わない旨の特約をした場合には、その特約は、その営業を譲渡した日から三十年には、その効力を有する。

3 前二項の規定にかかわらず、譲渡人は、不正の競争の目的をもって同一の営業を行ってはならない。

#### 用語解説

##### ■営業の譲渡

一定の営業目的のため組織化され有機的・一体として機能する財産(得意先関係等を含む)の全部または重要な一部を譲渡し、その財産によって営んでいた営業的活動の全部または重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡人に本条に定める競業避止義務を負わせるものをいう(最大判昭四〇・九・一二判時四二二二〇)。

(譲渡人の商号を使用した譲受人の責任等)

第十七条 営業を譲り受けた商人(以下この章において「譲受人」という。)が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負う。

2 前項の規定は、営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人が譲渡人の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合には、適用しない。営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人及び譲渡人から第三者に対しその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者についても、同様とする。

3 譲受人が第一項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の責任は、営業を譲渡した日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

4 第一項に規定する場合において、譲渡人の営業によつて生じた債権について、その譲受人にした弁済は、弁済者が善意かつ重大な過失がないときは、その効力を有する。

(譲受人による債務の引受け)

第十八条 譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡人の営業によって生じた債務を引き受けの旨の広告をしたときは、譲渡人の債権者は、その譲受人に対して弁済の請求をすることができる。

2 譲受人が前項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の責任は、同項の広告があつた日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

3 譲受人が前項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の責任は、同項の広告があつた日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

#### 第五章 商業帳簿

第十九条 商人の会計は、一般に公正妥当と認められる

会計の慣行に従うものとする。

2 商人は、その営業のために使用する財産について、

法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿(会計帳簿及び貸借対照表をいう。以下この条において同じ。)を作成しなければならない。

3 商人は、帳簿閉鎖の時から十年間、その商業帳簿及びその営業に関する重要な資料を保存しなければならない。

4 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者

優先的利用を拒否したなどの特段の事情がない限り、本条一項の類推適用により、会員が譲渡人に交付した預託金の返還義務を負う(最判平六・二二〇判時一八五五・一四二)。

#### 用語解説

##### ■商号を続用する場合

本条は、営業の現物出資を受けて設立された会社が現物出資者の商号を続用する場合にも類推適用される(最判昭四七・三・二判時六六・二二〇)。

##### ■ゴルフクラブの名称推適用

預託金会員制のゴルフクラブの名称がゴルフ場の営業主体を表示するものとして用いられている場合において、ゴルフ場の営業の譲渡がされ、譲渡人が用いていたゴルフクラブの名称を譲受人が継続して使用しているときには、譲受人が譲受後違法なく当該ゴルフクラブの会員によるゴルフ場施設の

に対し、商業帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

#### 用語解説 ■貸借対照表

商人または会社のある時点における商業または事業上の財産状態を示すため、資産(負債)、資本の額を、貸方、借方の欄に分けて記載した概括表。

#### ■電磁的記録と会計帳簿及び貸借対照表

電磁的記録であつても、直ちにプリントアウトできることなどによつて、可視性、可読性が確保されている限り、「会計帳簿及び貸借対照表」として欠けるところはない(最判平一四・一・二、判時一七七五・一六三)。

## 第六章 商業使用者人

#### (支配人)

第二十条 商人は、支配人を選任し、その営業所において、その営業を行わせることができる。

#### (支配人の代理権)

第二十一条 支配人は、商人に代わつてその営業所における一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 支配人は、他の使用人を選任し、又は解任することができる。

3 支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に对抗することができない。

#### 用語解説 ■営業に関する行為

支配人の権限に属する営業に関する行為には、営業の目的である行為のほか、営業のため必要な行為を含む(最判昭三二・三・五判時一〇六・一六)。

#### ■善意の第三者

本条にいう「善意の第三者」には、代理権に対する制限を知らなかつたことにつき過失のある第三者は含まれるが、重大な過失のある第三者は含まれない(最判平一・二・裁集民一五九・一六九)。

#### ■二裁集民一五九・一六九。

#### (支配人の登記)

第二十二条 商人が支配人を選任したときは、その登記をしなければならない。支配人の代理権の消滅についても、同様とする。

#### (支配人の競業の禁止)

第二十三条 支配人は、商人の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

#### 一 自ら営業を行うこと。

二 自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をすること。

三 他の商人又は会社若しくは外国会社の使用人となること。

四 会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

#### 用語解説 ■相手方

本条にいう相手方は、当該取引の直接の相手方に限られ、手形行為の場合には、実質的な取引の相手方をいう(最判昭五九・三・一九判時一一三五・一・五)。

#### 用語解説 ■相手方

第二十四条 商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に関して、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

#### (表見支配人)

#### (ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人)

第二十五条 商人の営業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に関する一切の裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項の使用人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に对抗することができない。

本条にいう「善意の第三者」には、代理権に対する制限を知らなかつたことにつき過失のある第三者は含まれるが、重大な過失のある第三者は含まれない(最判平一・二・裁集民一五九・一六九)。